

令和7年2月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和7年2月10日 午後3時10分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和7年2月10日 午後3時40分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	松崎 富幸	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉
魚谷千代子	青谷 強	安部 勇児	薄 剛
渋田 安広	西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹

(2)欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係	長井 啓子
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条 (委員会)

議案第2号 農地法第5条 (知事)

議案第3号 利用権の設定 (農用地利用集積計画の公告)

議案第4号 非農地証明交付申請の承認

議案第5号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断

報告第1号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第2号 利用権の終了 (農用地利用集積計画)

午後3時10分開会

○事務局長（君） それでは、令和7年2月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。

本日は全員出席をいただいております。なお、事務局のが本日、体調不良で欠席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（君） 現地調査お疲れさまでした。寒さも大体落ち着いたかなというところになっていますけど、寒暖差がやっぱり体調不良の原因になりますので、そこら辺を注意しながら、健康には十分注意していただきますようお願いいたします。

.....

○議長（君） それでは、本日の議題に入る前に議事録署名人を、さんとさんにお願ひいたします。

.....

○議長（君） それでは審議に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の2-38について、事務局、説明をお願いします。

○係（君） それでは議案の説明に入ります。

農地法第3条の許可申請、申請番号2-38について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により、親子間で贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢37歳で、御家族で農業をされている方です。農業従事年数は3年と伺っております。農業経営状況としましては、メロン、ミニトマト、サツマイモ等の野菜の栽培を行っております。所有する農機具は、トラクター、耕運機、草刈機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページを御覧ください。申請地は、小竹にある動物愛護センター北東側に位置する斜線部の4筆です。

今後の申請地における営農計画としましては、メロン、ミニトマト、サツマイモ等の栽培を行っていくとのことですので。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（君） 事務局の説明が終わりました。御意見等あります方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成の委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） それでは、次の議案に移ります。議案第2号農地法第5条2-15の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第5条の許可申請、申請番号2-15について説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、特定建築条件付売買予定地に転用し、宅地造成をする内容です。開発面積1,000m²以上で、3区画以上の宅地開発のため市の指導要綱の対象となり、関係機関との協議が完了していることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。申請地は高田の交差点の東側に位置する斜線部の2筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、東側に農地の広がり10ha以上超えることから、第1種農地として判断しておりますが、相当数の家屋が連単する集落に接している土地であり、集落接続として例外的に許可可能なものであると判断しております。また、建築規制が緩和された高田地区指定区域でもございます。

次に、計画図等の御説明をいたします。5ページに現況図、6ページに計画平面図、7ページに断面図を記載しております。

6ページを御覧ください。計画では、申請地内にて宅地造成6区画の計画になっております。

次に、雨水排水について説明いたします。雨水排水は、宅内から南側の道路側溝に集水し排水いたします。汚水排水は、宅内から南側の道路に新設污水管を設置し、既存の公共下水道に接続いたします。

次に、切土・盛土について御説明いたします。7ページを御覧ください。申請地内において盛土は行わず、切土は最大で約2m程度の計画となっております。隣地境界は、北東側にコンクリートブロック、西側にL型擁壁と外側の里道に防草シートによる土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。地元からは、令和7年1月20日付で、

無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

地元委員さんから補足等がありましたら、よろしく願いいたします。

○委員（██████████君） 先ほどの説明に補足させていただきます。

今回の申請内容は、宅地造成としての計画としての確認をしております。周辺農地等への問題はないことから、無条件の水利承諾書を出しております。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（██████████君） 説明が終わりました。意見等がある方は挙手をもってお願いします。

○委員（██████████君） 意見ということで、昔の話したらちょっと申し訳ないですけど、30年ぐらい前の農業委員会であれば、今回、掘っ立て小屋が2棟ぐらいあったんですが、どう見ても農業用倉庫には見えない。30年ぐらい前の農業委員会は厳しくて、いやいや、これ農転申請する前に建物を壊して農地に戻してから話したいと、そんな時代があったように私は記憶があるんですよ。現状はそう堅苦しいことを言わなくてもよかたいということであれば、それはそれで構わないと思うんですが、ただちょっと、ただ意見です。

以上です。

○議長（██████████君） 事務局のほうは何かありませんか。

○係（██████████君） そちらの件に関しては、土地の申請者の方から始末書のほうを提出をさせてもらっております。倉庫としての転用の手続をされてないということになりまして、県のほうにも確認をしたところ、一応始末書ということで書いてくださいということの指示をもらいましたので、そちらのほうの始末書のほうを提出されております。

○議長（██████████君） ということですが、よろしいでしょうか。

○委員（██████████君） すみません、一応参考まで。例えば農転違反で確保をしとって、改めて農地転用をする際に始末書があれば何でもオーケーよという話なんですかね。ちょっとそこら辺だけ確認をお願いします。

すみません、ただ一般論で聞いてください。

○事務局長（██████████君） ただいまの御質疑の件ですけれども、基本的に違反転用案件については一つの手段として、そういった所有者の方から始末書なりをいただくケースも多うございますけれども、これはあくまでも申請があったときに、県のほうとも協議をしながら、こういった形での対応が望ましいのかというところで、その都度、県とあと申請者の方と事務局で、その都度協議をさせていただきながら対応させていただいているというところが現状になりますので、全てこういった始末書いただいて対応という形では今のところは運用はしておりません。あくまでも個別の案件でその都度、関係する機関等と協議をして、議案として上程させていただいているというところになります。

以上でございます。

○議長（ 君） それでは採決に移ります。

○委員（ 君） 面積のことなんですが、1,294の2月、実は69m²のうち59m²を今回取得するというので、あと10m²ばかり北側に残るわけですね。これというのは上の畑も同じ所有者なんですか。それであれば結構なんですが、やはり残地としてこの10m²残ってもどうしようもないということになりますので、その確認だけですね。

○係（ 君） こちらの残地の10m²に関しては、隣の土地の持ち主は別の方でございます。今、そちらの方と売買の話がされております。この許可申請が完了後に、その残地を隣の土地の方に売買するという話で聞いております。

○委員（ 君） 了解しました。

○議長（ 君） ほかにないようでしたら、採決に移ります。賛成される委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） 次の議案に移ります。議案第3号利用権の設定ということで、事務局の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは議案第3号利用権の設定について御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。それでは、すみません。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案を提案させていただいております。

今回、新規で8件、変更で1件、解約更新で44件、更新で14件、計67件の申出がっております。

議案の説明としましては、新規の案件のみ御説明させていただきたいと思っております。

また、 副会長、 副会長、 委員が関係者になりますことから、一時退席のほどをよろしく願いいたします。

〔 委員、 委員、 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第3号の説明を続けます。

まず8ページ、申請番号2-226、久保にございます2筆、面積700m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和12年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号2-227、薬王寺にございます2筆、面積5,192m²、貸付人、

借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして9ページ、申請番号2-228、庄にごございます2筆、面積954.62m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号2-229、薬王寺にごございます4筆、面積7,952m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして10ページ、申請番号2-230、筵内にごございます2筆、面積735m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和22年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号2-231、久保にごございます9筆、面積6,247m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして11ページ、申請番号2-232、筵内にごございます1筆、面積1,607m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして12ページ、申請番号2-233、筵内にごございます6筆、面積6,328m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年2月12日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

議案の説明は以上となります。

最後に、新規の利用権設定につきましては、区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理いたしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等ありましたら挙手をもってお願いいたします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。審査を挙手をもってお願いいたします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

〔 委員、 委員、 委員 着席〕

.....

○議長（ 君） それでは、議案第4号非農地証明交付申請の承認ということで、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第4号非農地証明交付申請の承認、申請番号2-2について御説明いたします。

議案書の48ページを御覧ください。申請地及び申請人は、記載のとおりとなっております。

次に、位置図の説明をいたします。49ページを御覧ください。申請地は、筵内にある谿雲寺の北側に位置する斜線部の1筆となっております。50ページは現況図になります。

次に、経緯の説明をいたします。申請地につきましては、登記地目が農地となっておりますが、この土地周辺一帯は、昭和28年以前にミカンの栽培がされており、本件土地は農業用水路として使用されておりました。その後、大根川の大規模河川工事を境に周辺で開発等が行われ、その頃より水路の機能はなくなっております。今後は、筵内にある隣接土地を所有する谿雲寺に寄進する意向であると伺っております。

今回、非農地証明の申請の提出に当たって、20年以上耕作放棄され、将来的に農地として使用することが困難であること、また地元の農業委員より20年以上耕作されていないことの確認が取れましたので、事務局で受理したものです。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の検討内容について説明いたします。

51ページを御覧ください。記載の非農地証明交付基準ごとに、検討内容について御説明をさせていただきます。

1につきましては、住宅等の建物敷地として利用されていないため、検討外としております。

2につきましては、住宅等の進入道路としての利用はないため、検討外としております。

3につきましては、市街化区域内農地ではないため、検討外としております。

4につきましては、農地法第51条違反転用処分及び農地・農業委員会からの指導を受けていないため、適としております。

5につきましては、農業振興地域内の農用地区域内ではないため、適としております。

6につきましては、農業生産力の高い開業事業の対象農地ではないため、適としております。

7につきましては、農業施設等の補助対象農地ではないため、適としております。

8につきましては、集団性のある優良農地でないため、適としております。

9につきましては、自然災害による被災土地ではないため、検討外としております。

10につきましては、概ね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難なため、適としております。

11につきましては、他法令との調整の見込みがあるため、適としております。

12につきましては、農業委員会で特に必要と認められるものと判断されることから、適とし

ております。

以上、地元の区長及び農業委員からの聞き取り等を踏まえて、古賀市の非農地証明交付基準を満たすものであると判断されることから、事務局で受理したものです。

事務局からの説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたら、よろしく願いいたします。

○委員（ 君） 筵内地区で、この地権者の 氏につきましては、現在、財産処分をしており、申請地の隣に筵内谿雲寺の墓地があります。ここに寄贈されることで聞いております。その後は、昨年10月の定例会で承認を頂いておりました土地と隣接していますので、その業者と打ち合わせをして、竹林の伐採を行い、谿雲寺が管理するというで聞いております。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりました。意見等ありましたら挙手をお願いします。

水路と伺いましたが、水路は、本当は市の所有ということになって、これは払い下げられて、この申請者の持ち物になってという、これどこまで遡ってこういう説明をせんにゃいけんのかなという思いがあって、ちょっとお伺いしておきますが。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ 君） まず本件農地につきましては、当初から個人名で土地の登記がなされ、農業用として導水路のような形で使用されていたということで伺っております。公共的な側面を持っている土地かとは思いますが、基本的には個人所有地といった扱いで、導水路でありましたので、ほかにもこのような土地がございまして、そういうところは公共ではなく、あくまで個人の水路という形で把握をしているところであります。

その後、先ほどの経緯の説明にもありました河川の改修工事に伴いまして、付近で営農をしなくなると、そういった状況からどんどん山林化が進んでいき、現況といたしましては山林の様相を呈しているということで、今回、本件の土地については、証明の議案のほうを上げさせていただいているところでございます。

○議長（ 君） 当初から個人用地だったという。

○事務局長（ 君） 当初から個人用地。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。委員さんは挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） いいですね、賛成ということで。もう一度手を挙げてください。賛成ということで。

.....
○議長（ 君） 次の議案に移ります。議案第5号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第5号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について御説明させていただきます。

52ページ、53ページを御覧ください。荒廃農地調査については、令和6年8月から9月にかけて実施いただきました農地パトロールの結果に基づき、赤判定の農地65筆に対し、非農地決定に係る農区意見書を地元農区に意見徴収し、21筆については、非農地とすることは差し支えないとの回答でした。その21筆については、更に所有者の非農地決定に関する意向調査を行い、その中で19筆については、農地以外の地目に変更するとの確認が取れましたので、議案として提案しております。

以上の経過で提案しました土地の農地・非農地の判断について、農業委員会の判断を仰ぐものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明は終わりました。御意見等ありましたら挙手をもってお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。委員さんは挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということで。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員